

議案第13号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

一般職の職員の身分の取扱い

- 1 川口町の一般職の職員は、すべて長岡市の職員として引き継ぐものとする。
なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めるものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、職務の実態に照らして、長岡市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。

一般職の職員の身分の取扱い方針の骨子

- 1 職員の身分の引継ぎについては、合併の日において長岡市の職員として採用されるものとする。
- 2 職員の職名については、長岡市の職制を基本として決定する。
- 3 職員の給与については、長岡市の制度を基本として決定する。
- 4 職員の給料月額は、合併の日の前日に受けていた給料月額を保障する。

一般職の人数（平成 21 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	長岡市	川口町	合計
実職員数	2,702	72	2,774